

愛知県自動車販売健康保険組合並びに加入事業所が

共同で実施する健康診査事業の公表について

愛知県自動車販売健康保険組合
理事長 高橋 博文

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用—については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。愛知県自動車販売健康保険組合（以下「当組合」という。）では、健康診査事業について、加入事業所と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称—について、次のように公表いたします。

1. 加入事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、加入事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察（問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査）
- 身体計測
 - ・身長、体重、腹囲、BMI
- 視力・聴力検査（会話法あるいはオーディオメーター）
- 胸部X線
- 肺機能測定
 - ・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 喀痰検査（結核菌、または肺がん検診）
- 血圧測定
 - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査（安静時あるいは負荷）
- 尿検査
 - ・蛋白、糖、潜血
- 血清検査
 - ・尿素窒素、クレアチニン
- 胃透視または胃内視鏡検査

- 便潜血反応検査
 - 直腸・肛門触診、前立腺（触診、男性のみ）
 - 大腸内視鏡検査（精密検査時）
 - 腹部超音波検査（肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓）
 - **肝機能検査**
 - ・ **GOT、GPT、 γ -GTP**、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
 - 膵臓検査（アミラーゼ）
 - 肝炎ウイルス検査
 - HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体（40歳以上1回）
 - 血中脂質・尿酸検査
 - ・ **血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール**、総コレステロール、尿酸
 - **血糖検査**（糖代謝）
 - 空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験（60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖）、HbA1c
 - 血液検査（**貧血検査**）
 - ・ 白血球、**赤血球**、**血色素量**、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
 - 子宮がん検査（内診、細胞診、女性のみ）
 - 乳がん検査（視触診、マンモグラフィ、超音波、女性のみ）
 - 眼圧検査
 - 眼底検査
 - 腫瘍マーカー検査
 - 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指示事項
- ※ゴシック部分は、労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）**

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・ 加入事業所 事業主、健康管理担当役職員（産業保健専門職含む）
- ・ 当組合 保健事業担当役職員

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 加入事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。
- ・ 当組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、加入事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。
 具体的健診データの利用は、当組合のコンピューターにデータ保存し、健康相談、

健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備群を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者名（もしくは名称）について

健診データの管理責任者は、加入事業所の事業主と当組合の常務理事です。